

2019年10月28日
株式会社七十七銀行

台風19号の影響に伴うご融資の「期日後のお利息」の取扱いについて

このたびの令和元年台風第19号により被害を受けられた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）では、このたびの台風の影響により、延滞となった場合のご融資の「期日後のお利息」（延滞損害金）について、免除させていただくこととしましたので、お知らせいたします。

ご不明な点などございましたら、お取引いただいております営業店窓口までお問い合わせください。

記

対象となるご融資	当行でお使いいただいている事業資金および個人ローン (ただし、カードローン等の当座貸越は除きます)
対象となるお利息	台風19号による被災または当行店舗・ATMの営業休止等のため、ご返済日までに入金ができなかったこと等により生じた「期日後のお利息」（遅延損害金※）
お取扱期限	2020年3月2日（月）まで

※「遅延損害金」…ご返済日に残高不足等により、返済用口座から引落とし等ができなかった場合に、ご返済予定の元金金額に上乗せしたお利息。

以上